

部活動強化・育成事業実施要項

1 目的

文化系部活動の活動支援を行い、全国高等学校文化連盟並びに九州高等学校文化連盟の主要大会における活躍を目指すと共に、県内高校生の文化活動の資質向上を図る。

2 事業内容

- (1) 指定校事業・・・現在、活動規模の小さい専門部の活動拡大を目的に行う。県内で取り組みがまだ不十分な部活動や県内の一部の学校を中心に活動が展開されている特殊性のある部活動を対象に助成を行う。
- (2) クラブ育成支援事業・・・小・中・高校生が所属している団体（クラブ）に対して、その活動の維持を支援する。
- (3) 部活動強化支援事業・・・全国大会並びに九州大会出場の部活動への支援と県大会レベルで上位入賞の部活動への支援を行う。

3 実施時期

- (1)・・・第Ⅰ期～第Ⅲ期（平成23年度～35年度）
- (2)・・・第Ⅰ期～第Ⅳ期（平成23年度～ ）
- (3)・・・第Ⅱ期～第Ⅲ期（平成26年度～35年度）

4 対象団体

全国高等学校文化連盟に設置されている専門部で、下記の要件のいずれかを満たし、県高文連事務局及び専門部から推薦し、選考の結果、理事会で承認を得た団体、個人。

(要件)

- (1) 県高等学校文化連盟に加盟している学校に所属し、全国高等学校文化連盟に設置してある専門部に該当する部活動、クラブ団体、個人
- (2) 全国大会並びに九州大会出場により今後活躍が期待できる団体
- (3) 部へ昇格し、今後県大会レベルの活動を目標に取り組むことのできる団体、個人

5 推薦、選考、及び決定

- (1) 希望する団体は、実施計画書（様式 21-2～4）を該当専門部へ提出する。
- (2) 県高文連専門部は、申請があった場合に、申請書(様式 21-1)に（1）の実施計画書を添えて県高文連事務局へ提出する。
- (3) 選考は、理事会が行い、会長が決定する。

5 助成金及び助成の対象

助成額は、10万円を上限として助成する。

- (1) 部活動の活動費（合宿、消耗品購入等） ※備品購入は認めない。
- (2) その他県高文連専門部が認めるもの

6 申請・報告

実施計画書（様式 21-1～4号）に必要事項を記入し、定められた期日までに県高文連事務局へ提出する。また、事業終了後1ヶ月以内に報告書（様式 21-6,7号）を高文連事務局へ提出する。